

北海道告示第11534号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年10月3日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その21)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 介護ロボット導入支援事業</p> <p>介護ロボット・ICT機器等の介護テクノロジーの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減や介護業務のこう散るかを図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道内に所在する介護保険法に基づく介護サービスを提供する全ての介護サービス事業所及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び介護老人ホームとする。</p> <p>なお、介護ロボット・ICT機器等の介護テクノロジーの地域での導入モデルとなることをから、各地域の他事業所や道から要請があれば、特段の支障がない限り、見学等を受け入れ、導入事例を他事業者へ紹介でき、道のホームページ等で公表することに同意できる事業者であること</p>	<p>次の1～4の事業に必要な次に掲げる経費。なお、消費税及び地方消費税は含まないものとする。</p> <p>1 介護テクノロジー等の導入支援 介護テクノロジー機器の購入、リース契約に係る経費（介護ソフト等の利用料やリース料、保守・サポート費用及び介護テクノロジー機器の設置工事費、整備費、通信費等を含むものとし、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>また、介護テクノロジー機器の購入に付帯して必要となる経費</p> <p>2 パッケージ型導入支援 介護テクノロジー等の導入支援で定める対象経費に該当するもので、介護ソフトとその他の介護テクノロジー機器を組み合わせる場合に必要となる経費</p> <p>3 導入支援と一体的に行う業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について</p>	<p>5分の4以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		

	と。	知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を受けた際に要した経費（メーカーや販売業者等による機器の操作説明費用は含まない。）						
2 外国人介護人材獲得強化事業 外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、海外現地での介護人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	道内で外国人介護人材を受入れる（予定を含む。）介護サービス事業所等又は介護福祉士養成施設を運営する法人とする。	当該事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		